

尼子氏による出雲国成敗権の掌握

川岡 勉

はじめに

出雲尼子氏をめぐっては、軍記物に見える文明十八年の富田城奪還事件などを根拠に、下剋上により台頭した代表的な戦国大名とする古典的なイメージが作られてきた。ところが、松浦義則氏による尼子氏における「国並」奉公と「被官並」奉公の論理の発見は尼子氏の性格を問い合わせる糸口⁽¹⁾となり、これをふまえて尼子氏による守護権の継承を説いた今岡典和氏の問題提起によつて、京極氏と尼子氏の連続性を重視する視点が打ち出された⁽²⁾。その後、今岡説を批判する形で長谷川博史氏の研究が展開し⁽³⁾、近年には長谷川氏の議論を批判した原慶三氏の論説が登場するなど⁽⁴⁾、飛躍的に研究が深化を見せてている。

長谷川氏は、尼子氏による守護権の継承に対する評価に消極的であり、むしろ美保関・塩治郷・横田荘を順次掌握し、松田・塩治・三沢氏らを制圧・掌握・討滅・圧迫することで、次第に出雲一国規模へと権力を拡大させていったことを重視する。これに対し原氏は、松田氏制圧の不徹底性を説き、塩治氏勢力の過大評価に疑問を呈し、三沢氏についても守護に対する独立性の強さを説くのは一面的であることを指摘して長谷川説に批判を加えた。原氏によれば、従来の尼子氏研究の弱点は守護京極氏の支配と尼子氏の支配との関係の究明が十分なされていないことであり、長谷川氏の研究も同様だと論じている。

筆者も守護京極氏と尼子氏の関係の究明が不十分だという原氏の指摘に賛成する。

同する。但し、それは単に京極氏と尼子氏の関係を論じるだけでは十分ではない。むしろ、京極氏もその一員であつた室町幕府——守護体制の展開・変質過程と結びつけながら、出雲における戦国期の権力秩序の形成過程が論じられなければならないと考える。

史料的な制約もあり、京極氏の出雲支配の実態については不明な部分が多い。京極氏は四職家の一つとして室町幕府——守護体制の中核に位置し、在京して幕政の一翼を担う存在であった。その分国は近江北部と出雲・隠岐・飛騨であり、守護代を派遣して分国經營に当たらせた。出雲の守護代として分国支配を担つたのが、京極氏の庶流に当たる尼子氏である。出雲は京都や本国近江から遠いため、諸勢力の自立的な傾向が強かつたと予想されるものの、幕府——守護体制の構造的特質からすれば、基本的には在京守護の指揮下で分国經營が展開していたとみられる。したがつて、室町——戦国期の出雲の政治情勢は、出雲国内で完結するものではなく、京都や近江の動きと密接に関連づけながら考察していくことが求められているよう。

本稿は、以上の観点に立つて、尼子氏による出雲の国成敗権の掌握過程を論じようとするものである。そのためには、まず京極氏の出雲支配の実態を見極めておく必要がある。その上で、守護代家であつた尼子氏が、どのように、いかなる契機を経て、守護職に任じられる資格を手に入れたかを考察する。それは尼子氏にとどまらず、室町期から戦国期への権力秩序の転換の特質を問い合わせ試みとなろう。

一 京極氏の出雲支配

明徳二年（一三九一）末、出雲守護であつた山名満幸は叔父氏清らとともに幕府に背いて挙兵したが、京都内野の戦闘で敗れて没落した（明徳の乱）。京都から逃亡した満幸は丹後に落ち延び、以後も出雲や伯耆を拠点に抵抗を試みたが、応永二年（一三九五）三月に京都で捕らえられ処刑されている。

満幸を討ち取つた侍所頭人の京極高詮は、満幸に代わって出雲・隱岐両国の守護職を獲得しており、三月二十日付の足利義滿袖判御教書案によれば、高詮が両国守護職と闕所分を「本領に准じて」子孫に相伝することを認められている⁽⁵⁾。京極氏は幕府からの保証を背景に出雲国内の山名方の勢力を掃討し、守護代を務める隱岐氏や、尼子・多賀・若宮氏ら近江に本拠地をもつ一族・被官人を入国させて出雲支配を展開していくことになる。

かつて米原正義氏は、京極高詮が出雲を治める上で、国人領主の把握と寺対策（中でも杵築社・鰐淵寺との協調関係の構築）の二つが分国統治の要点であつたと論じた⁽⁶⁾。このうち対国人把握という面に関しては、高詮は三刀屋氏に地頭職を安堵し新恩を給付するなどして関係を深めたことが指摘されている。しかし、一般に京極氏と国人の関係はルーズであり、国人は自己の領主制展開の都合により結集・離反を繰り返していたと見る向きが強い。とりわけ出雲には、幕府の番帳に名前が見える朝山・塩治・延福寺・吉田・鞍智・宍道ら、幕府と直接結びついた国人が多く、それが守護被官の形成を阻害する要因であつたとする理解が有力である。

応永十八年、京極氏の分国の一である飛騨国内で反乱が起きた時、守護京極氏は出雲の国人赤穴氏やその惣領家である佐波氏を動員して反乱の鎮圧を果たした。ところが、京極氏が恩賞給与を怠つたため佐波氏は石見に帰国し、赤穴氏もこれに同道したという⁽⁷⁾。佐波氏は幕府に直属する国人であつた

が、守護京極氏による軍勢動員の対象となつていたこと、但しそれは軍功と引き換えに恩賞を与えるという契約的な関係で動員に応じていたことが知られる。守護と国人が契約的な関係で結ばれていたのは守護支配の一般的なあり方であり、軍功に見合う恩賞が得られない場合には戦線離脱をするのは当然のことと言えよう。但し、京極氏と被官関係にあつたと見られる赤穴氏についても、「其まゝしかくと京極殿へ出事もなくして、たゞ主なしのやうにて候つる」とあり、京極氏との主従関係よりも佐波氏との惣領制的結合を優先したことが分かる。ここからは、京極氏の被官人統制の不安定性を読み取ることができよう。

しかし、京極氏は守護権に基づく軍事動員や所領の給与・安堵を通じて国内の領主に影響力を強めていくのも事実である。前述した三刀屋氏の場合、明徳四年には本領である三刀屋郷を幕府から安堵される一方、京極氏から闕所地を給恩として与えられており、幕府―守護権力と結びつく形で所領の維持・拡大を実現していたが、応永年間になると本領も京極氏から安堵されるようになる⁽⁸⁾。それでも応永期には明徳四年の将軍家の安堵状が京極氏による安堵の根拠として掲げられていたが、永享五年（一四三三）になると京極高詮の安堵状が京極氏による安堵の根拠とされるようになつていて。本領に関する知行保証の根拠が將軍家から守護京極氏に完全に移行しているのであり、京極氏の発給する文書が比重を高めていたことがうかがえる。国人層の知行権が、給恩地のみならず本領についても京極氏の統制下に置かれていくのである。

出雲においては、一宮である杵築大社や同社と相互補完的に結びついた鰐淵寺など、寺社勢力をどのように統制するかも、守護にとつて大きな課題であつた。守護に就任した京極高詮は、国造家に対して知行地の安堵や寄進に

努め、杵築大社三月会が滞りなく興行されるよう守護代に命じるなど、強大な寺社勢力との協調関係の構築に努めている⁽⁹⁾。三月会は「山陰無双の節会、國中第一の神事」と呼ばれた出雲最大の年中行事であり、鎌倉後期より出雲国内の領主たちが頭役を勤める形で維持されていた。応永年間、幕府は文永八年の一国結番帳等の証文に基づいて三月会頭役を勤仕するよう、京極氏に命じ領主層に触れまわらせており、守護京極氏が幕命を背景に奉公衆を含む国内領主に動員をかけるシステムが機能している⁽¹⁰⁾。京極氏は杵築大社法度の制定や三月会奉行の設置など、三月会を中心として培われてきた鎌倉期以来の在地秩序を尊重し、その安定に努めなければならなかつたのである。

応永二十八年、杵築社国造家と日御崎社が相論に及んだ時、日御崎社側の訴えをうけた京極氏は、国造方の違乱を停止させるとともに、国造方に異論があれば注進するように命じた奉行人連署奉書を古志慶千代・大熊上総入道・大熊八郎右衛門尉の三名に宛てて出した⁽¹¹⁾。この文書の宛所に見える古志氏は神戸郡古志郷を本拠地とする国人領主であり、大熊氏は同郡塩治郷を本拠地とする塩治氏の庶流にあたる領主である。彼らは杵築社に近接する地域に拠点をもち同社と密接な関わりをもつ領主であり、社家奉行と捉えられる存在である⁽¹²⁾。社家奉行とは、もとは在庁官人の系譜を引く朝山・多爾両氏がその地位にあつたように、守護権力から相対的な自立性を保持しながら大社造営や三月会の遂行に当たつた国人層であり、京極氏の直属被官ではない。室町期になつて守護京極氏の支配権が強化されたとはいえ、古志・大熊・塩治氏ら出雲国内の有力国人層を介在させる形で守護側の意思が杵築社に伝えられていたのである。出雲においては、杵築社と密接な結びつきをもつ国人層に仲介機能を委ねる形で、守護側と寺社勢力との意見調整を図る仕組みが整備されていたものと考えられる。

以上のように、山名氏に代わつて出雲国守護となつた京極氏は、幕府との関係を密にしながら国内の領主層や寺社勢力の統制に当たつており、幕府と守護が重層的に結合することで分国支配の安定化が図られていた。杵築大社の三月会興行においても、幕府—守護の重層的な結合により領主層を統制し、それにより一宮制を支える仕組みが機能していた。京極氏の分国支配をめぐる従来の議論では、守護と国人の関係、守護と寺社との関係に視野が限定されがちであり、室町幕府の存在が十分視野に收められていないようと思われる。室町期には幕府と守護が相互補完的に結びつく武家の権力体制（室町幕府—守護体制）が存在していたのであり⁽¹³⁾、京極氏もこの体制の一員である以上、出雲支配を論じるにあたつても全国的な権力秩序と関連づけた議論を組み立てていく必要がある。旧来の守護領国制論的な視角によれば京極氏の分国支配はルーズ・弱体という評価に陥りがちであるが、京極氏を幕府—守護体制の一員と位置づける観点に立てば、幕府と守護が組み合わさつて分国を統治する仕組みが機能していたと捉えられるのである。

応永十三年（一四〇六）七月五日、幕府は東寺修理の費用に充てるため出雲に段錢を賦課し、当時の守護であった京極高光に対し厳密に徵収に当たるよう命じた⁽¹⁴⁾。ところが京極氏は、杵築大社の神事三月会が毎年國中の大儀である上に、前年には大社造営の御教書を賜つたと主張して段錢賦課に応じない姿勢を示した⁽¹⁵⁾。同十九年に至つて、幕府は大社造営が既に終了したので国中に触れて公田段別五十文の東寺修理要脚段錢を負担させるよう高光に命じた⁽¹⁶⁾。しかし守護側は、当國は「本領に准」ぜられて諸役免除であるから臨時国役には応じがたいと述べて、再び段錢納付を拒否した⁽¹⁷⁾。京極氏が国内寺社の権益を確保する形で幕府段錢の徵収を拒んでいること、また段錢を忌避する上で当國守護職は「本領に准じて」相伝しているという応永二年以来の認

識を前提としていたことが注目される。

しかしながら、出雲では幕府段錢の賦課・徵収が以後も実現しなかつたわけではない。応永二十六年には、幕府は伊奘諾・伊奘冉両社の造替要脚として出雲に段別五十文の段錢徵収を催促するよう守護の京極吉童子（持光）に命じているし⁽¹⁸⁾、永享元年に即位した後花園天皇の即位料として出雲から四五〇貫文の段錢が納められたことも確認できる⁽¹⁹⁾。また、次の【史料1・2】は京極生觀（持清）被官人に対する段錢免除の特権を破棄し、被官人に諸役を勤めさせるように命じた室町幕府奉行人奉書案であり、持清の後継者である京極政経と守護代尼子経久に宛てて出されている。両文書に見える「任去永享年中之例」という文言からは、永享年中には出雲でも幕府段錢が徵収されていたものと考えられよう。

【史料1】⁽²⁰⁾

出雲・隱岐両国段錢事、故大膳大夫入道生觀被官人等就申之、近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例、致懸沙汰、執達如件、

文明十四年十二月十九日 下野守 判
大和前司判

佐々木治部少輔殿

【史料2】⁽²¹⁾

出雲・隱岐両国段錢事、故佐々木大膳大夫入道生觀被官人等就申之、近年依免置、公役已下闕怠候条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例、

致懸沙汰、可被懲仕諸役之旨、被仰付治部少輔政經畢、更不可有難渋、若有及異儀之族者、可被處罪科由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十四

十二月十九日 英基 判
元連 判

佐々木尼子民部少輔殿

こうした幕府段錢の徵収は、京極氏を主体とする段錢（守護段錢）の成立と連動していたとみられる。岸田裕之氏によれば出雲における守護段錢の初見は永享年間であり、永享十一年の鰐淵寺文書に恒例・臨時の段錢の存在が確認できる⁽²²⁾。岸田氏は幕府所課の段錢も守護收取体制の中に組み込まれて在地に賦課されていたであろうと論じている。一般に守護段錢の恒常化は十五世紀中頃とされる中につれて⁽²³⁾、出雲における守護段錢の成立は決して遅くはない。永享年間の幕府段錢及び守護段錢の徵収は、幕府と京極氏の緊密な関係をうかがわせている。

応永二十年以来、京極氏の家督を継いでいたのは吉童子（持光）であったが、叔父の高数が若年の持光に代わって京極氏を率いており、同二十八年に侍所頭人・山城国守護に就任したのも高数である。そして、永享十一年に持光が亡くなると、その弟を押さえて高数が足利義教より家督を与えられていく。高数は義教の連歌サークルのメンバーに名を連ね、義教主導の幕政運営を支えることを期待される存在であったとされる⁽²⁴⁾。京極氏は将軍家との結びつきを強め、こうした関係を背景として、出雲支配を進展させていたものと考えられる。

二 室町幕府—守護体制の変質と京極持清

室町幕府—守護体制が変質する画期となつた嘉吉の乱以後、幕府の求心力は低下し、地方支配を守護に委任する傾向が強まる。これにより、諸国において守護による分国支配は新たな段階に移行することになる。京極氏にあつては、嘉吉の乱で京極高数が義教とともに討たれて落命し、甥の持清が後継者の座についた。新当主持清は侍所頭人・山城国守護に任じられ、將軍殺害の興奮さめやらぬ京都周辺の警固に当たつた。幕府は嘉吉元年（一四四一）十二月二十日に出雲・隱岐・飛騨三カ国守護職を補任する下知状を持清に与えており、持清による出雲支配が開始されることになる²⁵⁾。

持清期には、守護京極氏と出雲国内諸勢力との関係がこれまで以上に深まりをみせていくようと思われる。まず、国人や被官人に対する組織化の進展がうかがわれる。例えば、宝徳元年（一四四九）に京極氏が佐波元連を退治する軍事行動を起こした時、佐波氏の庶流である赤穴氏は、応永十八年の飛騨合戦の場合と異なり、惣領的結合よりも守護被官としての立場を優越する動きを示している²⁶⁾。但し、この軍事行動は、佐波元連が石清水八幡宮領を違乱し、八幡宮側の訴えをうけて治罰綸旨が出されたため、幕府が出雲・石見の守護である京極・山名両氏に元連退治を命じたものであり、単純に守護による分国支配の強化と捉えるべきではない。とはいっても、有力国人である佐波氏が幕府—守護体制から排除されるという状況下にあって、赤穴氏は惣領家である佐波氏から離れて守護京極氏のもとに結集していくのである。出雲国内の闕所分の領有を認めた応永二年・同二十四年の將軍家御教書に基づいて、元連跡は京極氏の所領に編入されている²⁷⁾。

前章において、永享年間に三刀屋氏の所領が給恩地のみならず本領についても京極氏の統制下に置かれていくことを指摘したが、持清期の宝徳四年に

なると、三刀屋郷地頭職を「代々御判并相続之旨」に任せ、「給恩」として安堵した文書が出されている²⁸⁾。もはや本領と給恩地の区別は認められず、かつての本領部分も給恩地の中に組み込まれて守護による一元的な知行保証のものに置かれていくのである。

持清は文安四年（一四四七）に侍所頭人を辞しているが、二年後の宝徳元年に頭人に復帰し、以後は文正元年（一四六六）まで長きにわたつて、京都市中の警固に当たつた。康正二年（一四五六）七月の「將軍義政公大將御拝賀記」には、京極氏に率いられた侍所の兵が書き上げられており、京極氏の主だった家臣の名前を知ることができる²⁹⁾。当時の侍所頭人は持清であるが、この時は何らかの理由により子息の中務少輔勝秀が代役を勤めている³⁰⁾。勝秀に付き添つたのは所司代の多賀豊後守（高忠）であり、その後に一番多賀四郎右衛門尉から二八番村井信濃守まで主だった家臣が随行したが、旧来からの有力家臣である多賀・藤堂・下河原・赤田氏らに交じつて、母里・松田・多胡・赤穴・佐方氏ら出雲国内の領主とみられる者の名が見える。京極氏による出雲国人の組織化の進行がうかがわれよう。また、幕府は持清に対し、被官人の所領について進止権を承認する文書を与えていたようである。

【史料3】(31)

御判

佐々木大膳大夫持清申被官人跡闕所事、早任申請之旨、所令許容也、然糾明闕所之有無、宜致計沙汰之状、如件、

康正元年十二月廿七日

【史料4】⁽³²⁾

御判

諸国所々本新之地・預所職・被官人等所領當知行分以下事、早任祖父大膳大夫入道生觀申置之旨、佐々木孫童子領掌不可相違之状、如件、

文明二年九月十五日

【史料3】は、持清が幕府に被官人跡闕所地の処分権を申請して許容されたことを示すものである。【史料4】は、持清（生觀）の後継者である京極孫童子が、被官人所領などに関する権限を幕府から安堵されたものであるが、それは持清から譲り受けた権限であったことが分かる。また、前掲【史料1・

2】によれば、出雲・隱岐両国の幕府段錢が持清の被官人に對して免じられていたことが知られる。幕府が永享年中（嘉吉乱以前の状態）への復帰を求めていたように、京極氏の被官人は永享年間まで負担していた幕府段錢の免除をうける特權を持清の時代に獲得していたのである。関連史料が残されていないため詳細は不明であるが、持清は幕府の承認を得ながら、被官人への統制を強める一方、彼らの権益を擁護する動きを見せていたのであろう。これに伴って、出雲国内の領主は守護京極氏との結びつきを一層強めていくものと考えられる。

京極氏と一宮杵築大社との關係においても、新たな動きが認められる。

守護による両国造家への安堵が康正三年を最後に消滅する一方、社家奉行であつた古志氏や大熊氏（塩治氏庶流）の活動も見られなくなり、守護からの遵行命令は尼子・三沢・神西・牛尾氏に宛てて出される形に変化する。長谷川博史氏は、これを両国造が古志・塩治両氏と結束を強めて日御崎社及び守護京極氏と対立を深め、京極氏の社家奉行制を破綻に追い込むなど、京極氏の守護支配を大きく後退させたことを示すと評価している⁽³³⁾。長谷川氏は、杵築大社造営事業や三月会興行に關与する事例が見られなくなることにも注意を向け、段錢徵収が停滞する点とも関連づけながら、京極氏の公的領域的支持は成熟しないまま十五世紀後半に至り急速に衰えていくと結論づける。十五世紀半ば以降、両国造家や周辺領主による幕府・守護に對抗する自立的な地域秩序が形成され、そのために守護権限を行使しうる京極氏の権力と権威そのものが十分進展をみせず後退したというのである。京極氏の出雲支配に対する長谷川氏の低い評価は、後年の尼子氏の支配に關して、それが京極

宝徳二年（一四五〇）十一月十三日、牛尾忠実が知行する神門郡荻原惣領分内の田地と屋敷について、持清は相続を認める安堵状を牛尾氏に与え、給恩として知行を保証した⁽³⁴⁾。寛正五年（一四六四）六月、この田地と屋敷は忠実から日御崎社に寄進され、京極氏から給恩として与えられていた臨時・恒例段錢なども一括して日御崎社領とされた⁽³⁵⁾。この時、忠実は「万一御棄破候時者、御屋形様へ可有御歎候歟」と述べて、京極氏の分国支配秩序のもとで

氏の権限を継承する面を有していたとしても、現実に守護権を行使できる領域はかなり限られていたとする見方につながっていくことになる。

しかし、十五世紀半ば以降、京極氏による出雲支配が不安定化したとする主張は、十分に論証されているとは言い難い。むしろ、前述したように持清期には京極氏と国内領主層との結合が強まるようと思われるし、寺社勢力との関係においても支配の後退を読み取るのは早計である。京極氏の遵行経路が変化するのは事実であるが、これは杵築大社との協調関係を重視し古志氏ら守護権力から相対的に自立した勢力に調整・仲介機能を委ねる形の紛争解決方式が採られていた段階から、持清期に至つて京極氏による直接的な権力

意思の発動として尼子・三沢・神西・牛尾氏らを動かす形に変化したと捉えることができる。京極氏は、守護代尼子氏をはじめ、守護被官人層を動かして、杵築大社への圧力を強めていくのである。

三月会の頭役勤仕について言えば、応永年間には幕府が守護京極氏に命じて国内領主に動員をかけるシステムが機能していたが、永享二年の神物引付を最後に三月会自体が史料上から姿を消す。これは守護支配の後退というよりも、鎌倉期以来、出雲一国規模で一宮の祭礼を領主層が支えてきた体制の解体と捉えられる。杵築大社の政治的・社会的地位の低下により、三月会を中心として培われてきた在地秩序が失われたのであろう。十五世紀半ば、京極氏は杵築大社との協調関係に意を注ぐ必要性が薄れ、分国支配を独自に進展させる条件を手に入れたと考えられる。折しも、出雲国内の各郡には郡奉行と称する役人が配置されていたようである。守護役と並んで郡検断という役が確認されるのも同時期である。京極氏と国内領主層との結合が強まる十五世紀半ば以降、京極氏による分国支配機構も整備・強化されていくのである。

三 応仁の乱の勃発と出雲国内の戦乱

応仁元年（一四六七）に起きた応仁の乱は室町幕府——守護権力の分裂が表面化したものであり、諸大名が細川勝元を首領とする東軍と山名宗全を首領とする西軍に分かれて京都市中で軍事衝突に及んだ。京極氏と細川氏は古くから親密な関係にあり、京極持清の姉妹が細川持之に嫁して生んだのが勝元である。こうした関係もあって、持清は東軍の主力メンバーの一人として京都の戦闘に加わった。出雲から赤穴氏や三刀屋氏、さらに出雲・石見の国境部に勢力をもつ佐波氏や高橋氏らも上洛して京極勢に参陣したことが確認できる。

一方、出雲国内においても東西両軍の衝突が見られるようになる。応仁二年に松田・三沢・下河原氏が西軍に与同して挙兵し、京極氏は守護代の尼子氏らに命じて鎮圧に当たらせた⁽³⁹⁾。文明二年にも三沢氏を首領とする国人一揆が起こり、三沢氏のほか、多胡・山佐・佐方・飯沼・下笠・野波・小境などの領主が一揆に加わった⁽⁴⁰⁾。出雲を取り巻く伯耆・備後・石見の三国は、いずれも西軍を率いる山名氏の分国であり、国境を越えて西軍の影響力が出雲国内に及んだ。その中で、伯耆との境に近い安来荘の松田氏、奥出雲一帯に勢力を張る三沢氏などに、伯耆や備後の西軍と連携しながら京極氏に離反する動きを示す者が生まれたのである。

長谷川博史氏は、出雲における東軍の中心であつた守護代の尼子氏に加担した国人は赤穴・牛尾・三刀屋氏らに限られ、多くの守護権益が西軍方に握られたとする⁽⁴¹⁾。守護権限が機能する範囲は極めて限定されており、尼子氏は周辺国人勢力を組織しえなかつたことを強調するのである。これに対して、原慶三氏は、松田氏の惣領である松田三河守や、三沢氏の惣領であつた三沢信濃守為清はともに京極氏方であり、西軍に与したのは庶流家であつたと論

じている⁽⁴²⁾。反京極氏の動きは文明初年にいったん沈静化しており、西軍に対する長谷川氏の見方にはいささか過大評価があるようと思われる。

京都にいた京極持清は、出雲の反乱を鎮圧するために守護代の尼子氏に多くの権限を委ねた。応仁二年十二月二十九日、持清は尼子清貞に宛てた書状の中で「國之時宜、自方々注進相違候、不可然候、雖然、多賀豊後守申候間、美保関并安来領家分代官職事、相計申候」と記し、出雲から京都に伝えられる複数の情報に食い違いがあることに不満を示した上で、多賀豊後守高忠の進言に従つて水運の要地である美保関と安来領家分代官職を清貞に与えている⁽⁴³⁾。尼子氏の権益拡大は、持清の従兄弟であり、京極氏内部で当主をしている⁽⁴⁴⁾。尼子氏の勝秀も二年前に死去していったところが大きかったようである。

持清は「國事一向可然様可有御計略候」⁽⁴⁵⁾、「國之時宜弥計略肝要候」⁽⁴⁶⁾などと書き送り、尼子氏に国内の計略に励むよう求めた。そして、「牛尾一族中其外手負注文別紙給候、具披見候、何以忠節無極候、感状事承候、如注文各認進之候」⁽⁴⁷⁾、「面々感状事、任注文遣候」⁽⁴⁸⁾とあるように、尼子氏の提出した戦功注文に基づいて東軍方に国人に感状や知行給付を約束する文書を付与した。持清は尼子清貞に「於国色々雜説候由其聞候、如何様之子細候哉、京都仁無存知之儀候、殊宍道九郎国可致成敗之旨風聞由候、事実候哉、入道一向無存知候上者、無覚悟次第候」と書き送り⁽⁴⁹⁾、国で流れている情報と京における自身の意向が乖離していることを述べ、とりわけ宍道氏による国成敗権の行使を自身は承知しておらず、許容しないことを伝えている。宍道氏が出雲国内に有する隠然たる勢力は注目に値するが、持清は守護につながる回路を尼子氏に一元化させ、尼子氏を通じて出雲をつなぎとめようと図っていたものとみられる。持清は清貞に対し、京都から下向する佐波・高橋氏とも相談するよう指示し、彼ら隣国の奉公衆と力を合わせて行動することを求める東

幕府の命令を伝えている⁽⁵⁰⁾。

文明元年（一四六九）五月、持清は代々六角氏が務めてきた近江守護に任命された。これに伴つて、京都の合戦で忠節を尽くしてきた赤穴氏が持清から近江国内に給恩地を与えられている⁽⁵¹⁾。京極氏が守護職を保持する四つの分国が一体性を強めており、赤穴氏の権益も出雲を越えて拡大することができたのである。ところが、翌年八月に持清が京都で亡くなると、京極氏の分国支配はとたんに不安定な状態に陥る。嫡子の勝秀も二年前に死去していたことから、京極氏の家督は孫の孫童子に譲られた。九月十五日、孫童子は東幕府から出雲・隱岐・飛騨・近江の四力国守護職に補任されている⁽⁵²⁾。折しも、反京極氏の一揆に加わったとして知行を差し置かれていた出雲国人たちが幕府に訴訟に及んでいた。翌三年五月、東幕府は「出雲・隱岐両国一族中・国人・被官并寺庵等事、不帶守護挙状、猥雖及直訴訟、不可有御許容」とする奉行人奉書を孫童子に与え、京極氏の吹挙状を持たずに直訴することを禁じている⁽⁵³⁾。持清の死により求心力の低下が危ぶまれる京極氏を支え、守護を中心とする秩序を再構築することで分国支配の安定化を図ったのである⁽⁵⁴⁾。

同年七月八日の幕府奉行人奉書は、日御崎社と杵築大社の境相論に関して、日御崎社の主張を認めて大社に押領地の返還を求めたものであるが、ほぼ同文の奉書が佐々木孫童子と佐々木尼子に宛てて出されている⁽⁵⁵⁾。京極氏の出雲支配を実際に担っていたのが尼子氏であったことをうかがわせていいよう。但し、翌文明四年三月二十日にも同内容の奉行人奉書が出されているが、この時の宛所は尼子清貞・牛尾・熊野・湯・馬來・広田・佐々木塙治・多賀・松田・村井・佐世面々中・当国中面々中などとなつており、尼子氏だけでなく多数の国人に幕命が示されている⁽⁵⁶⁾。尼子氏がまだ国人層を一元的に組織できていないと反映していると考えられる。

孫童子が京極氏の当主であった期間はごく僅かで、文明三年閏八月二十一日には京極政高を出雲・隱岐・飛驒の三國守護に任じた将軍家御判御教書が出されている⁽⁵⁵⁾。政高は孫童子の叔父に当たり、孫童子が幼くして病没した後に家督を継いだものとみられる。政高は尼子清貞に命じて伯耆から進攻を図る西軍を出雲から撃退させ、同五年九月には近江の守護職も獲得して家督の座を確固たるものにしようとした。しかし、東軍が新当主と認めた政高に対して、同じ京極氏の一族である高清が西軍の六角高頼や斎藤妙椿らの援助を受けて近江に進攻している。こうして、京極氏権力は東西両軍に分裂し、近江を主たる戦場として家督をめぐる抗争が繰り広げられていくことになる。

名主百姓中に宛てて出されている。守護京極氏は被官人による莊園年貢の未

進・押領について、厳正な措置を取ることを幕府から迫っていたのである。

翌十四年、京極氏被官人にに対する幕府の圧力はさらに強められる。それを示

すのが前掲【史料1・2】であり、幕府は京極生観（持清）被官人に認めてきた幕府段錢免除の特権を破棄し、被官人に諸役を勤めさせるよう政経と尼子経久に命じた。

大乱中から大乱終結後にかけて、將軍權威が衰えて、幕府―守護支配は機能不全に陥っていた。幕府―守護体制に支えられて存続してきた寺社本所の莊園支配も危機に瀕していた。とはいへ、幕府―守護支配と莊園制は一路解体に向かうというわけではない。むしろ、幕府は守護を介して体制の再建・立て直しに向けて圧力を強めていたのである。しかし、この動きは、国人層の反発を生み、反幕府・守護闘争、国人一揆を引き起こさずにはおかない。

この頃、文明十一年の摂津国人一揆、延徳元年の丹波国人一揆など、畿内近国では反守護闘争が勃発し、山城でも文明十七年に国人たちが畠山両軍を国外退去させた山城国一揆が起きている。それぞれの一揆の性格は一律に論じられないが、摂津国人一揆では寺社本所領還付政策に抵抗し既得権益の確保をめざす動きが明瞭にうかがわれる⁽⁶⁷⁾。諸国の守護や守護被官が幕命に応じない事態も広範囲に見られたようであり、赤松政則は播磨・備前・美作三カ国の寺社領を難渋したため、文明十一年に上意に違うとして出仕を停止されている⁽⁶⁸⁾。文明十九年には、近江国内の寺社本所領などの押妨停止に応じない六角氏を征伐するために將軍義尚が自ら出陣に及んだ。翌年、義尚は近江の陣中で死去するが、次の將軍である義材も三年後に近江の六角攻めを再開している。

このような情勢のもとで、文明十六年には幕府が出雲の守護代尼子経久の

退治命令を発した。

【史料5】⁽⁶⁹⁾

佐々木尼子民部少輔事、背御成敗、押置寺社本所領、剩今度 御所御修理
料段錢事、被仰付宮兩人之處、令難渋、其外條々緩怠非一之上者、被成退
治之御下知畢、然而、如風聞者、佐波兵部少輔合力彼尼子出張云々、言語
道斷之次第也、河州進發事被仰付之處、令遲怠、結句如此之所行太不可然、
自然雖有申子細、不日止其綺、可被發向河州由、所被仰下也、仍執達如件、
文明十六年三月十七日 下野守（花押） 大和前司（花押）

吉川次郎三郎殿

この室町幕府奉行人奉書からは、寺社本所領の押領や幕府段錢の拒否などが尼子退治の要因であったことが読み取れる。京極政経も「近年民部少輔背
口成敗事候」として牛尾氏に軍事行動を求めており、幕命をうけて経久追放
に乗り出している⁽⁷⁰⁾。後世に編纂された軍記物『雲陽軍実記』や『陰徳太平記』
によれば、経久は幕府・守護の命令をうけた国人たちによって富田城から追
放され、後任の守護代に塙治掃部助が任じられたと言う。そして、雌伏の時
期を経た後、経久は同十八年正月に奇襲をかけて塙治掃部助を討ち取り富田
城の奪還に成功したとするのである。この経久の英雄譚をもとに、尼子氏を
下剋上により登場した代表的な戦国大名とみなす言説が流布していくことに
なる。

軍記物の伝える内容に関して、歴史研究者の見方は一様ではない。米原正義氏は、確かな史料はほとんど残されていないが、富田城奪取のことだけは

事実であつたろうと述べる⁽⁴⁾。これに対し長谷川博史氏は、史実の有無は不明としながら、画期的大事件とは評価できないとする⁽⁵⁾。一方、原慶三氏は、軍記物の記述は概ね史実を反映していると推測している⁽⁶⁾。果たして、事実はどうなのであらうか。

諸氏の述べる通り、一次史料が残されていない以上、史実を確定するのは困難であるが、大乱後の政治社会状況をふまえた場合、事件を単に尼子氏の追放と復権のドラマとして把握すべきではないだろう。前述の【史料1・2】に見られる通り、文明十四年には幕府段錢の免除という持清以来の既得権益を確保しようとする京極氏被官人に對し、幕府は特權破棄の実行を京極氏に求めている。幕府・守護の圧力は出雲国内の被官人に広く及んだであろうから、尼子退治の要因となつた寺社本所領の押領や幕府段錢の拒否についても、尼子氏単独の動きであつたとみることはできない。尼子氏以外の京極氏被官人々や出雲国人の動きを探る必要がある。

その点で注意されるのが、赤穴郡連置文に見える「近年君谷陣之時、雲州しゆこと／＼京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す、国こと／＼同心候間、たゞ赤穴一人国さかへと申、佐波近所の事たる間、不及了簡無二に幸清さかへ出たり、これ又京極殿へのくわんたいたるへからず、国こと／＼御敵に成候て、以後かなはす候て出候事ハ忠節たるへく候歟」という記事である⁽⁷⁾。ここからは、多くの出雲国人が守護京極氏に敵対していたこと、赤穴氏の惣領家である佐波氏が反京極陣営の中心的存在であったこと、赤穴氏は京極氏に忠節を尽くすため出雲国外に出て国人側に加わらなかつたことが読み取れる。この記事が伝える君谷陣とは、いつ、どのような戦闘を指すのかは定かではないが、佐波秀連が尼子経久と姻戚関係で結びついており、【史料5】においても佐波兵部少輔が経久に合力して出張したと記されている点を考え

あわせると、佐波氏をはじめとする国人たちは尼子退治を命じた幕府・守護に敵対して国人一揆を起こしたと見ることができるのでなかろうか。一連の事件の本質は、単に尼子氏が主人の京極氏に背いて独立をめざした下剋上ではなく、幕府―守護支配の強化に抵抗する出雲一国規模の国人一揆と捉えるべきであり、守護代であつた経久は後者の側に立っていたと考えられるのである。前述した摂津国人一揆などと基本的に同性格ということになろう。

文明十八年七月、京極政経は息子経秀とともに出雲から上洛している。幕府に出仕した京極父子は、政経が太膳大夫に、経秀が治部少輔に任官したことが知られる⁽⁸⁾。そして、幕府の期待をうけて北近江奪還・高清追討をめざし活動を開始するのである。『新修島根県史』は、政経が追い出されるように上洛したことで出雲は事実上京極氏の手を離れたとするが、後述するように明応年間に政経が出雲守護として復権を果たしていることからすれば、これは正しくあるまい。但し、文明末年に大きな力関係の変動がなされたのは間違いないところである。それは幕府―守護支配を否定するものとは言えないが、幕府・守護の圧力をはねのけて守護代・国人側が優位に立つ形で権力秩序の再編がなされたと捉えられる。政経は出雲の国成敗の実権を経久に委ね、自らは北近江の確保に力を注いでいくのである。

五 尼子氏による国成敗権の継承

明応五年（一四九六）、将軍家御料所である朝山郷の代官飯尾清房から、杵築社両国造家が違乱をなし、両国造は塩治氏・古志氏ら周辺国人の加勢も得て合戦に及んだため地下人などに死傷者が出了とすると訴えがなされた⁽⁹⁾。清房の注進をうけた幕府は、朝山郷に対する両国造の狼藉を成敗するために、宍道・三沢・神西氏らに協力を求める奉行人奉書を発した。しかし、その後

も引きつづき在地は不安定であり、朝山郷の代官は塩治貞綱に交代したもの、地下人は塩治氏に従わず同七年・八年の年貢が納まらないという事態に陥った。同九年四月十九日、幕府は京極政経に奉行人奉書を送り、年貢を納入すれば直務に切り換えるという宥免措置を示すなどして、事態の收拾を図っている⁽⁷⁷⁾。

朝山郷をめぐる幕府の対応を見ると、明応五年段階では守護京極氏を介さずに紛争の解決を図っているのに対し、同九年になると京極政経が守護としての活動を再開していることが分かる。政経は前年に北近江の支配権をライバルの高清に奪われ、出雲に下向していたと考えられ、同八年九月二十七日に神西氏を神門郡奉行に補任する判物を与えていた⁽⁷⁸⁾。同時期に尼子経久も守護代として復権を遂げており、幕府から奉行人奉書を与えられている⁽⁷⁹⁾。原慶三氏によれば、この後、永正二年（一五〇五）に幕府は政経に塩治氏の排除を命じ、政経・経久によって出雲西部が制圧されたと言う⁽⁸⁰⁾。このようにして、出雲では幕府—守護支配の再建が実現しているのである。

ところが、同時期の室町幕府は再び分裂の危機に直面していた。明応の政変で将軍の座を追われた足利義材は、義尹と名を改めて京都奪還を図るが、

細川政元に撃退され、明応八年末に大内義興を頼つて周防に下向した。義尹は、翌年のものとみられる五月三日付の御内書で「至防州下向候了、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也」と、京極政経に協力を要請している⁽⁸¹⁾。義尹の使節として周防を発つた伊勢貞仍是、周防から石見・出雲・伯耆・因幡・但馬・丹後をまわり、出雲では在国していた京極政経に御内書を届けたようである⁽⁸²⁾。

永正年間になると、義尹は上洛に向けて動き始め、「就上洛之儀、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也」とする義尹御内書が日本海側の諸氏に

発せられた⁽⁸³⁾。この時の御内書の宛所に名前が見えるのは、山名次郎（但馬守護の山名致豊）、同相模守（伯耆守護の山名尚之）、同治部少輔（因幡守護の山名豊重）、同民部少輔、同紀伊守、佐々木大膳大夫（京極政経）、同民部少輔（尼子経久）、同兵部少輔（宍道秀藤）、佐伯善四郎の九名である⁽⁸⁴⁾。山名氏一族や出雲の京極・尼子・宍道氏など、山陰の主だった勢力を組織しようとしていたことがうかがわれる。彼らに対しては、大内義興の副状も添えられたようである。一方、御内書は与えられず義興の書状のみ送付された者として、垣屋・太田垣・田結庄・田公・八木・塩治ら山名氏の有力家臣、遊佐・神保・椎名・土肥ら畠山氏の有力家臣、出雲の朝山・多賀・廣田らの名前が確認できる⁽⁸⁵⁾。以上の諸氏を一覧すると、出雲では尼子経久・宍道秀藤が守護である京極政経と同格に位置づけられ、朝山・多賀・廣田らの国人と別格の扱いを受けていることが注目される。ここには、前述した文明末年以来の力関係の変動、すなわち尼子氏らが優位に立つ形でなされた権力秩序の再編が反映しているように思われる。尼子経久は垣屋・遊佐ら諸国の守護代クラスよりも一段上に位置づけられ、むしろ守護クラスの存在として格付けされているのである。

京極氏や尼子氏と並んで、義尹御内書の宛所に宍道氏の名前が見えるのも興味深い点である。宍道氏は将軍家に直接つながる存在であり、前述したように応仁の乱中には尼子氏に代わって国成敗権行使するという風聞が流れたため、京都にいた京極持清が不快感を示した。京極政経が出雲を離れていた明応五年には、幕府は守護ルートが使えないと、宍道氏らに協力を求めた将軍家御料所の朝山郷の回復を図つたことも既に述べた。宍道氏は京極一する家格を背景に、出雲国内に隠然たる勢力を有していたものと考えられる。

永正四年十一月、足利義尹は大内義興とともに山口を出発し、翌年六月に入京を果たし、七月には十五年ぶりに将軍の座に返り咲いた。義尹が復位してからまもなく、出雲では京極政経（宗済）が吉童子に家督を譲る意向を表明した。

【史料6】⁽⁸⁶⁾

吉童子方江譲状并代々証文等事、預置之候、慥可被渡遣候也、恐々謹言、
十月廿一日
宗済 在御判
尼子民部少輔殿
多賀伊豆守殿

【史料7】⁽⁸⁷⁾

「吉童子殿江御譲状之案文」

一惣領職事
一出雲・隱岐・飛騨三箇国守護職事
一諸国諸所領等事
右所譲与孫之吉童子丸実正也、守先例、可全領知之狀如件、
永正五年十月廿五日
宗済 在判
佐々木吉童子丸殿

【史料6】は政経が尼子経久と多賀伊豆守に譲状と代々証文を預け置き、孫の吉童子へ引き渡すように託したものであり、【史料7】はその四日後に作成された吉童子宛ての譲状である。応永二年に足利義満から守護職を子孫に相伝する」とを認められて以来、京極氏にとって守護職は惣領職などと一緒に譲与すべき対象であつたことが分かる。以上の処分を済ませた政経は、まもなく「出雲安国寺ニテ逝去」したとされる⁽⁸⁸⁾。『実隆公記』同年十二月四日条に「京極大膳太夫入道於雲州死去云々」とあるように、政経死去の知らせは年末に京都に伝えられている。

【史料6・7】⁽⁸⁹⁾

からは、永正五年段階の出雲の守護職は京極氏が掌握・相伝しており、尼子氏は京極氏の家督相続を保証する役割を期待されていたことが分かる。しかし、【史料7】を最後に吉童子の消息は不明となり、やがて出雲は尼子経久の支配下に置かれていくようになる⁽⁹⁰⁾。守護代家として主家の守護職＝国成敗権を保証する立場にあつたはずの経久が、自ら国成敗権を掌握する主体へと転化していくのである。それはどのようにして、いかなる契機によつて、可能となつたのであらうか。

第一に、守護京極氏がその正統な後継者を失つたことは何よりも大きな要因とみてよいであろう。永正五年に死去した政経の嫡子材宗（初名は経秀）は、近江の支配権をめぐつて長らく京極高清と死闘を繰り返していたが、前年二月三日に高清に討ち取られていた。「東寺過去帳」によれば、材宗のほか、九才になる子息、多賀高忠の子など十四人が処刑されたという⁽⁹⁰⁾。翌年五月に政経が譲状を与えた孫の吉童子とは、材宗のもう一人の子であつたと考えられる。しかし、前述したように、その後の吉童子の消息は不明である。そうなると、守護代であり、京極氏の一族である尼子経久が国成敗権を継承するのは必然的な成り行きと言えよう。とはいっても、経久は龜井秀綱や多賀經忠から「民部少輔殿」「少輔殿」と呼ばれており、「屋形」である京極氏と同位になりえていないとする指摘がなされている⁽⁹¹⁾。守護代家が守護家に昇格するのは容易なことではなかつたのである。それでは、経久はこの弱点をどのよ

うにしてカバーしたのであろうか。

第二に注意すべき要素は、足利義尹政権との関係である。前述したように政経や経久に協力を要請する御内書を与えた義尹は、上洛を果たした後は細川高国や大内義興に支えられて幕政を動かしていた。経久が上洛して幕政に参画した明証は認められないが、経久の子である国久・興久の名乗りが高国・義興の偏諱であることは間違いないと思われるから、経久が義尹政権に結びついていたのは確実であろう。義尹の側近である種村視久や伊勢貞就は、以下の書状を尼子氏に宛てて送付している。

【史料8】⁽⁹²⁾

御雜掌寿光院、今度丹州迄御供候、特為上意、色々被加御定候、併御面目候、次御料人之御事、内々申入候、御下向目出度存候、万端重而可申承候間、閣筆候、恐々謹言、

十一月廿五日

視久（花押）

佐々木尼子民部少輔殿
御宿所

【史料9】⁽⁹³⁾

種村刑部少輔

視久

佐々木尼子民部少輔殿
御宿所

就御家之義、被成御自筆之御内書候、誠御面目候、弥御忠節肝要存候、猶御雜掌寿光院可被申入候条、不能巨細候、恐々謹言、

十一月廿五日

視久（花押）

【史料10】⁽⁹⁴⁾

「

佐々木尼子民部少輔殿
御宿所

伊勢兵庫助
貞就

就御家之儀、被成御自筆之御内書候、併御面目此事候、定委細種刑方よ

りも可被申候、尚御忠節専一候、巨細之旨、寿光院江申候之間、令省略候、

恐々謹言、

十一月廿六日

貞就（花押）

【史料8】に尼子氏の雑掌である寿光院が丹州まで御供をしたと書かれているから、この三通の書状は義尹が敵勢に攻められて丹波に避難した永正八年のものと思われる。尼子方の尽力に対し義尹が色々とねぎらいの言葉をかけたようであり、尼子氏は義尹との間に緊密な関係を築いていたのである。

【史料9・10】には、尼子氏の「御家之儀」に関する義尹が自筆の御内書を与えたことが見えている。「御家之儀」が何を指しているかは明瞭でなく、浜口誠至氏はこれを義尹による尼子経久の家督認定を指すと捉えている⁽⁹⁵⁾。しかし、この時点では経久が家督認定を受けるというのは不自然であり、むしろ自筆の御内書は経久から嫡子政久への家督継承を義尹が承認したものではないだろうか。そう解釈すると、【史料8～10】の宛所に見える尼子民部少輔は経久ではなく政久ということになり、政久は義尹に従つて上洛していた可能性も出てくる（経久が民部少輔から伊予守に転じたのがいつかは不明である）。

但し、政久は二年後の永正十年に戦死しているため、尼子氏家督として活動した形跡は乏しい。

第三に、【史料8】に見える「御料人」の存在に注目したい。詳細は不明ながら、永正八年頃、尼子氏の要請により種村視久が申し入れて「御料人」の下向が実現しようとしていたようである。「御料人」は貴人の妻や娘を意味する言葉であるが、ここではどのような女性を指しているのであろうか。関連が考えられるのは、次の史料に見える「治部少輔殿御れう人」である。

【史料11】⁽⁹⁶⁾

（前次）

如此候處、尼子伊与守經久より、前代之儀を佐波へ被仰候間、然者先名代として出し候て見候するとて、永正十二年乙亥一月に、至当国馬來、郡連出候、然經久より伊快を使として名代候ハ、又前々のこゝく屋形被官として出候歟かへり候へと經久より被仰候、これハ一大事の儀候、誠連内儀ハ先名代として出し候て、たゞと被仰候ハ、、前のことく國なミと候れとも、此時郡連返事にともかくもと候へハ外聞も如何候間、名代として罷出候、於旨儀者、佐波へ御とけあるへきよし申候、經久これへけにもにて候間、重のとけにて候とて対面候、さ候間八わたに治部少輔殿御れう人御座候を、御屋形被申候間、出頭候へと候間、まいり候つる、（以下略）

いささか難解な史料であるけれども、尼子經久から佐波氏へ命令が下されたため永正十二年二月に赤穴郡連が惣領佐波誠連の名代として馬來まで出向いたところ、郡連は名代ならば帰るよう経久に言われ、これは一大事として交渉の末に経久との対面を果たしたことが読み取れよう。注意されるのは、経久との対面後、郡連は八幡にいた「治部少輔殿御れう人」のもとに出頭するように指示されて従つていることである。治部少輔は京極氏が任じられる官途であり、ここでは文明十八年に治部少輔となり永正四年に近江で殺された材宗を指すものとみて間違いあるまい。「治部少輔殿御れう人」とは、故材宗の妻であり、永正五年に政経から京極氏家督を継承した吉童子の母親となるのが自然であろう。【史料8】に見える「御料人」が同一人物だとすれば、彼女が居住した八幡は、京極氏の守護所の所在地であった可能性が高く、政経が死去した出雲安国寺も隣接地にある。「八わたくに治部少輔殿御れう人御座候を、御屋形被申候間、出頭候へ」という文言に見える「御屋形」は尼子氏ではなく京極氏を指していると思われ、わざわざ赤穴氏を八幡まで出頭させているところからすれば、尼子氏は京極氏の守護所に居住する材宗未亡人（吉童子母）の威光を背景に国内領主の統制を図ろうとしていたのではないだろうか。彼女を出雲に招いたのも、そのためであつたと考えられる。

永正四年に京極材宗が死に、翌五年に政経が死去する中で、尼子氏は京極氏に代わって国成敗権を掌握する条件を確保しつつあつたが、守護代家から守護家へと家格を上昇させるのは容易なことではなく、支配の正統性を確保するために苦慮せざるをえなかつたであろう。それだけに、永正八年の將軍家自筆御内書の挙領と材宗未亡人の出雲下向は、尼子氏の国成敗権掌握において重要な意味をもつていたに違いない。

八幡にあつた守護所の近くの平浜八幡宮には、永正十一年六月二十八日の年記をもつ棟札銘写が伝わるが、これには「守護 佐々木京極殿、守護代伊予守殿」と記されている⁽⁹⁷⁾。ここに見える佐々木京極殿については、前述の吉童子であつた可能性が考えられよう。一方、伊予守は尼子經久を指すから、この時点においては尼子氏はあくまで守護代として守護京極氏を支える立場であつたことが見て取れる。

ところが、十年後の大永四年四月十九日の「日御崎社修造勧進簿」になると、経久が将軍家の下知をふまえ、日御崎社造営のため出雲一国・伯耆三郡・石見三郡・隱岐一国の棟別錢徵収を命じてゐる⁽⁹⁸⁾。「佐々木伊予守」（尼子経久）の上部に「出雲国司」という貼紙が付されているが、何よりも注意されるのは京極氏の不在である。同じ頃に作成されたとみられる「大館常興書札抄」にも、経久は「雲州守護佐々木尼子殿」と記載されている⁽⁹⁹⁾。永正十一年から大永四年までの間に、尼子氏は京極氏から国成敗権を継承した可能性が高いとみてよからう。

但し、この時期には、尼子氏が幕府から正式に出雲守護職を認められたことを示す文書は存在しない。尼子氏の家格が確実に上昇し、守護職（国成敗権の保持者にふさわしい地位）を認可されるには、天文末年における幕府との新たな関係の成立を待たねばならなかつた⁽¹⁰⁰⁾。天文二十一年四月二日、尼子氏は「惣領割分之旨」に任せて出雲・隱岐両国の守護職を將軍家から安堵された⁽¹⁰¹⁾。尼子氏は、惣領家である京極氏から出雲・隱岐両国守護権を分割・継承したものと認識されていて判明する。同二十四年二月二十八日付で日御崎社・杵築社・揖屋社に与えられた尼子晴久寄進状には、「当國之儀、任嫡家相続之由緒、代々存知之、以其旨對晴久下給京都御下知畢」と書かれている⁽¹⁰²⁾。ここからも、守護権は尼子氏が京極氏からの相続によつて獲得したものであり、それを前提に幕府から安堵がなされたと意識されていたことが分かる。尼子氏の家格上昇が実現する上で、何よりも京極氏からの相続という形をとることが重要であったことを知りうるのである。

おわりに

戦国期は流動性の高い社会であり、室町幕府——守護体制が形骸化し、中央

から各地域の権力状況を秩序づける機能が弱体化していく中で、地域権力のあり方は多様な展開をたどる。守護のもとに権力が集中する動きが進行する一方で、守護に代わって守護代や国人に出自をもつ武家が台頭する事例も認められる。但し、後者の場合でも、守護家を中心とする秩序を否定するのは容易なことではない。

畠山氏の守護代であつた遊佐氏や山名氏の守護代であつた垣屋氏などは、守護家を凌駕する権力を掌握しながら、守護家に取つて代わることはなく、守護家やその一族を推戴しつづけた。大内義隆を倒すクーデターに踏み切った陶隆房でさえ、大友氏から後継者を迎えて大内氏の新当主にするのである。ここからは、戦国期にあつても、家格秩序がなお根強く存続していた状況をうかがうことができよう。これに対して、出雲守護代であつた尼子氏は、京極氏に代わつて自ら守護職を獲得するに至るのである。彼の差異が生じる原因是奈辺にあつたのだろうか。

この問題は、各地域権力それぞれの事情をふまえて考察を深めていくべき課題であり、一律に論じることはできない。本稿においては、尼子氏のケースに即して、出雲における国成敗権掌握のプロセスをたどつてきた。本稿で論じてきたように、文明十八年の富田城奪還事件を「下剋上」の典型とする古典的なイメージをそのまま信用することはできないが、この時期に守護代・国人側が優位に立つ形で権力秩序の再編がなされた可能性は高い。とはいっても、これは幕府——守護支配を否定したものではなく、また尼子氏がこれ以後直ちに京極氏に取つて代わつたわけでもない。

十六世紀に入ると、京極氏の家督後継者が断絶する中で、京極氏から尼子氏への国成敗権の継承がなされ、幕府もこれを保証・認定するというプロセスを経て、尼子氏の家格上昇が実現することになる。尼子氏の霸権は室町幕

府——守護体制に対する反逆・独立の中から生まれたものではないことが知られる¹⁴。尼子氏が自らの家格上昇に関する社会的合意を勝ちとる上で、京極氏の家督・守護権の継承、幕府によるその認定という手続きを踏むことが大きな意味をもつていたと考えられる。戦国期の権力秩序のあり方は、分国内外の政治状況を十分にふまえて読み解いていくことが肝要なのである。

注

- (1) 松浦義則「戦国大名の領主層掌握について—出雲尼子氏を例として—」(『福井大学教育学部紀要 第III部社会科学』三〇、一九八一年)。
- (2) 今岡典和「戦国期の守護権力—出雲尼子氏を素材として—」(『史林』六六一四、一九八三年)。
- (3) 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (4) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏—文書の声を聴く—」(『松江市史研究』二、二〇一一年)。
- (5) 応永二年三月二十日足利義満袖判御教書案(「佐々木文書」、東京大学史料編纂所蔵の影写本による)。
- (6) 米原正義『出雲尼子一族』(新人物往来社、一九八一年)。
- (7) 永正二年七月十四日赤穴郡連置文(「中川四郎氏所蔵文書」、東京大学史料編纂所蔵)。
- (8) 「諸家文書纂」所収「三刀屋文書」(内閣文庫蔵)。
- (9) 明徳三年六月八日京極高詮寄進状・明徳三年八月二十一日京極高詮安堵状・明徳三年八月二十七日京極高詮書下(『大社町史 史料編 古代・中世上』五八〇・五八三・五八四号文書、以下「大社」五八〇・五八三・五八四と略記する)。
- (10) 応永十九年五月四日室町幕府御教書(「千家家文書」、「大社」六一六)・応永二十五年七月八日室町幕府御教書(「出雲大社文書」、「大社」六三三)。
- (11) 応永二十八年八月十五日京極氏奉行人連署奉書(「小野家文書」、「大社」六四五)。
- (12) 『大社町史 上巻』第三編第三章第五節(井上寛司氏執筆、一九九一年)。
- (13) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

- (14) 応永十三年七月五日室町幕府御教書(「東寺百号文書」、「松江市史 史料編 3 古代・中世I」五二〇・五二一号文書、以下「市史」五二〇・五二一と略記する)。
- (15) 応永十三年七月日佐々木数綱申状案(「東寺百号文書」、「市史」五二三)。
- (16) 応永十九年九月十一日室町幕府管領奉書案(「東寺百号文書」、「市史」五二七)。
- (17) 応永十九年十月東寺雜掌重申状案(「東寺百号文書」、「市史」五一八)。
- (18) 応永二十六年九月八日室町幕府御教書(「出雲大社文書」、「市史」五一九)。
- (19) 諸国段錢所納分書上(彰考館所蔵「政所引付」)。
- (20) 文明十四年十二月十九日室町幕府奉行人連署奉書案(「佐々木文書」、「市史」七一二)。
- (21) 文明十四年十二月十九日室町幕府奉行人連署奉書案(「佐々木文書」、「市史」七一二)。
- (22) 岸田裕之「大名領国の構成的展開」(吉川弘文館、一九八三年)。
- (23) 田沼睦「中世後期社会と公田体制」(岩田書院、一〇〇七年)。
- (24) 榎原雅治「寄合の文化」(日本史講座)4巻、東京大学出版会、一〇〇四年)。
- (25) 嘉吉元年十二月二十日下知状(「佐々木文書」)。
- (26) 永正二年七月十四日赤穴郡連置文(「中川四郎氏所蔵文書」)。
- (27) 文安五年十一月二十七日細川勝元下知状(「佐々木文書」)。
- (28) 宝徳四年四月十日京極持清書状写(「諸家文書纂」所収「三刀屋文書」)。
- (29) 康正二年七月「將軍義政公大將御拝賀記」(彰考館所蔵典籍)、「市史」五九四)。
- (30) この史料は足利義政の右大将押賀の儀式にあたり京極氏の率いる侍所の兵が随行した時のものであり、冒頭に七月二十六日とあるが、正しくは七月二十五日の記録であろう。
- (31) 『斎藤基恒日記』康正二年七月二十五日条。
- (32) 康正元年十一月二十七日足利義政御判御教書案(「佐々木文書」)。
- (33) 文明二年九月十五日足利義政御判御教書案(「佐々木文書」)。
- (34) 宝徳二年十一月十三日京極持清安堵状(『島根県史』七)。
- (35) 寛正五年六月二十五日牛尾忠実寄進状(「日御碕神社文書」、「大社」七七八)。
- (36) 寛正五年十月二十日京極持清安堵状(「小野家文書」、「大社」七七九)。
- (37) 康正二年四月十五日京極持清安堵状(「安国寺文書」、「市史」五九二)。持清は神魂社領・別火私領分についても闕所処分を行ったが、やはり反発を招いて返還

したようである『市史』五八八)。

長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(前掲)。

(39) 応仁二年七月二十八日・九月十一日・十月一日・十月二十日京極生観感状

〔佐々木文書〕、『市史』六二三・六二四・六二五・六二六)。

(40) 文明二年六月二日京極生観書状・同年月日京極生観袖判書立(「佐々木文書」、

『市史』六三九・六四〇)。

長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(前掲)。

原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」(前掲)。

応仁二年十二月二十九日京極生観書状案(「佐々木文書」、『市史』六三一)。

八月二十三日京極生観書状(「佐々木文書」)。

十月八日京極生観書状(「佐々木文書」)。

八月二十三日京極生観書状(「佐々木文書」)。

五月二十二日京極生観書状(「佐々木文書」)。

十一月二十二日京極生観書状(「佐々木文書」、『市史』六二九)。

五月二十二日京極生観書状(「佐々木文書」)。

文明元年十月十三日京極持清宛行状(「中川四郎氏所蔵文書」)。

文明二年九月十五日足利義政御判御教書案(「佐々木文書」)。

文明三年五月十六日室町幕府奉行人連署奉書案(「佐々木文書」)。

文明三年七月八日室町幕府奉行人連署奉書(「日御碕神社文書」、『市史』六

三・六四四)。

(54) 文明四年三月二十日室町幕府奉行人連署奉書(「日御碕神社文書」、『市史』六

五〇・六五一・六五一・六五三・六五四・六五五・六五六・六五七・六五八・六

五九・六六〇・六六一)。

文明三年閏八月二十一日足利義政御判御教書案(「佐々木文書」)。

六月二十九日京極政高書状(「中川四郎氏所蔵文書」)。

文明六年十一月十七日京極政高書状(「佐々木文書」、『市史』六七六)。

『長興宿禰記』文明七年十一月三日条。
文明八年五月十七日京極政高感状(「佐々木文書」)。
文明八年九月二十一日室町幕府奉行人連署奉書(「佐々木文書」)。
宮島敬一『浅井氏三代』(吉川弘文館、二〇〇八年)。
「永享以来番帳」(『群書類従』五一)。

『大乘院寺社雜事記』文明九年十二月十日条。

(64) 文明十年三月十五日足利義政御判御教書(「東福寺文書」、『市史』六九二)、室

町幕府奉行人連署奉書(「九条家文書」、『市史』六九三)。

(65) 文明十三年三月二十八日山科言国書状案(『山科家礼記』)文明十三年三月二十

七日条)。

(66) 文明十三年八月十二日室町幕府奉行人連署奉書案(『山科家礼記』)文明十三年

八月十四日条)。

『大乘院寺社雜事記』文明十一年閏九月八日条。

(67) 『晴富宿禰記』文明十一年八月一日条。

(68) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(69) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(70) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(71) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(72) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(73) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(74) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(75) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(76) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(77) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(78) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(79) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(80) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(81) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(82) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(83) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

(84) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(「吉川家文書」二二七、『大日

本古文書 家わけ九』)。

一』)。

会』(吉川弘文館、二〇一二年)を参照。

(85) 御内書副状交名案(「到津文書」、「大分県史料 宇佐八幡宮文書之一」)。

(86) 十月二十一日京極宗洛書状案(「佐々木文書」)。

(87) 永正五年十月二十五日京極宗洛譲状案(「佐々木文書」)。

(88) 「佐々木系図」(「佐々木文書」)。

(89) 後年の史料ではあるが、年末詳二月二十三日秋上幸益書状には、「先年京極之太夫殿御子息様、神魂御たゞりにて御死去候事、國之年寄候者無隱存候、其但御家者たをれ申候」と記されている(「秋上家文書」)。

(90) 「東寺過去帳」(東京大学史料所編纂架蔵影写本)。

(91) 戸谷穂高「奉書形式文書からみた尼子氏の出雲国統治」(天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、二〇一二年)。

(92) 十一月二十五日種村視久書状(「佐々木文書」)。

(93) 十一月二十五日種村視久書状(「佐々木文書」)。

(94) 十一月二十六日伊勢貞就書状(「佐々木文書」)。

(95) 浜口誠至「足利義稙後期の幕府政治と御内書・副状」(四国中世史研究会・戦国史研究会編『四国と戦国世界』、岩田書院、二〇一三年)。

(96) 某覚書(「中川四郎氏所蔵文書」)。

(97) 永正十一年六月二十八日平浜八幡宮棟札銘写(「平浜八幡宮文書」)。

(98) 大永四年四月十九日日御崎社修造勅進簿(「日御崎神社文書」、「大社」)一〇六〇。

(99) 「大館常興書札抄」(群書類従)一四五。

(100) 川岡勉「戦国期の室町幕府と尼子氏」(島根県古代文化センター研究論集11集『尼子氏の特質と興亡史に関する比較研究』島根県古代文化センター、二〇一三年)。

(101) 天文二十一年六月二十八日室町幕府奉行人連署奉書(「佐々木文書」)。なお、戸谷穂高「奉書形式文書からみた尼子氏の出雲国統治」(前掲)は、尼子氏がこの時点で守護職に補任されたことをもつて、それまで「守護公權」なるものに拠らずに出雲国を統治していたことの傍証となると論じるが、これは戦国期の守護職と守護権(国成敗権)の乖離という現象に関する無理解からくる誤解にすぎない。幕府による守護職補任という手続きを踏むことなく国成敗権を確保するようになるのが戦国期の特質であることについては、川岡勉『山城国一揆と戦国社

(102) 天文二十四年二月二十八日尼子晴久寄進状(「日御崎神社文書」)・「出雲大社文書」・「揖屋神社文書」、『出雲尼子史料集(上巻)』八六六・八六七・八六八号文書)。

(103) 今岡典和「戦国期の守護権力—出雲尼子氏を素材として—」(前掲)。

〔付記〕 本稿は、科学研費補助金(基盤研究(C))による研究「戦国期西国における武家の家格上昇に関する構造的研究」(平成二三年度～二五年度、題番号二三五二〇八一七)の研究成果の一部である。

(かわおか つとむ 愛媛大学教育学部教授)